

## 入札参加時における遵守事項（工事）

富士見市

富士見市発注工事の入札及び工事の施工に当たっては、下記の事項を遵守してください。

なお、請け負った工事の一部を下請けさせるとときは、下請負者に対し、この注意事項について周知されるよう努めてください。また、これらに従事する者の雇用の安定と就労の促進を図り、本市が支払う対価が、受注した工事等の関係者に公正に配分されるよう努めてください。

記

### 1 関係法令等の遵守について

- (1) 入札参加者は、関係法令を遵守するとともに富士見市契約規則、富士見市建設工事請負契約約款、設計図書、仕様書、入札公告及び指名通知等の記載事項並びに現場を熟知の上、入札すること。また、電子入札については、前記のほか富士見市公共工事等電子入札運用基準を熟知の上、入札すること。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）を遵守すること。
- (4) 事業協同組合等にあっては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。
- (5) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、すべての現場で週40時間制に全面移行しているため工事の施工にあたっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制への円滑な移行に努めること。
- (6) 本市発注の工事又は委託は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく埼玉県の単価表等により積算している。この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮するよう努めること。また、下請負人にも適切な賃金の支払について周知するよう努めること。

※埼玉県労務単価の詳細は、県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujisekkeitankahyou.html>

### 2 社会保険等への加入及び法定福利費の適正な支払について

建設労働者の雇用に当たっては、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入及び法定福利費の適切な支払については、必要な措置をとるよう努めるとともに、下請負人に対しても同様の対応を行うよう指導すること。

※詳細は、国土交通省のホームページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html)

### **3 下請負人について**

公共工事の施工に当たっては、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等をはじめとする関係諸法令により、遵守すべき事項が定められている。市発注工事の受注、施工に当たっては、今後とも適正な施工体制を確保するため、次の点に一層留意すること。

なお、請け負った工事の一部を下請させるとときは、下請負人に対し、この遵守事項について周知されるよう努めること。

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日付建設省経構発第2号）を遵守し、下請負人の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い元請・下請関係の合理化に努めること。
- (2) 請け負った工事を一括して他の建設業者に請け負わせる一括下請負は、建設業法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条で公共工事については全面的に禁止されている。下請負人を使用する際は、「上請」の場合も含め、一括下請負にならないよう十分注意とともに、元請業者として下請工事を含めた工事全体の施工に実質的に関与し、適正な工事の施工に努めること。
- (3) 下請負人との契約は下請契約書等の書面をもって締結することとし、下請代金の設定等については、元請と下請が対等の立場で協議し、決定した上で契約を行なうこと。
- (4) 適正な施工体制の確保のため、下請負人の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を把握し、未加入である場合加入するよう指導すること。
- (5) 下請代金が適正に支払わなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な確保が困難になりかねないことから、工事の適正な施工と下請負人の利益保護を目的とした建設業法第24条の3の規定を遵守し下請代金の支払について、適正に行なうこと。
- (6) 下請契約を締結したときは、下請負人通知書を工事発注課所に提出すること。
- (7) 工事の一部を下請負人に発注しようとするときは、できるかぎり市内業者から選定するよう努めること。

### **4 施工体制台帳の提出について**

- (1) 下請契約を締結し、工事を施工する建設業者は、建設業法第24条の7第1項に基づく施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを工事発注課所に提出すること。なお、下請負人に関して、二次以下の下請け契約についてもすべて記載し、契約書の写しを添付すること。
- (2) 上記（1）にあたる建設業者は、建設業法第24条の7第4項に基づき工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、該当工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
- (3) 適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知書の記載事項に、健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則が改正されたので、必要な措置をとるよう努めるものとする。

※詳細は、国土交通省のホームページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000003.html)

## 5 建設資材納入業者等との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (2) 建設資材及び諸雑貨類（ガソリン・事務用文房具・食事等）については、できるかぎり市内業者から購入するとともに、建設資材についても市内産又は埼玉県内産を使用するよう努めること。

## 6 労働災害及び工事車両の事故防止について

- (1) 労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請・下請が一体となって特段の注意を払うこと。
- (2) 公共事業関係車両の交通事故防止、建設機械の保管及び運行管理等を適正に行い、交通安全に対する管理を徹底すること。
- (3) 万一、工事の施工中に災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、直ちに監督職員に通報するとともに、その概要を事故報告書にまとめ、監督職員に指示された期日までに提出すること。

## 7 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たって工事資材の運搬については、過積載を行なわないよう、また、過積載を行なっていると認められる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めること。

## 8 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事の施工に当たって、工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入車両を含む）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車等）又は埼玉県生活環境保全条例に適合するディーゼル車としなければならない。

## 9 不正軽油の使用禁止について

- (1) 工事の施工に当たって、工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。
- (2) 県が使用燃料の抜き取り検査を行なう場合には、現場代理人等が立ち会うなど、その調査に協力すること。
- (3) 不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じなければならない。

## 10 建設業退職金共済制度への加入等について

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、労働者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 1件当たりの請負代金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、労働者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後1ヶ月以内に発注課所に提出すること。
- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請負人に対してこの制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入し、本制度の促進に努めること。
- (4) 下請負人の規模が小さく、この制度への対応が不十分な場合は、元請業者においてできるかぎり下請負人の事務の受託に努めること。
- (5) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を発注課所に提出した受注者は、請け負った工事が完成した時は、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請負人が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を建設業退職金共済証紙貼付実績報告書により発注課所に提出すること。
- (6) 工事請負契約を締結した業者は、労働者退職金共済機構の支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図ること。

## 11 技術者の適正な配置について

- (1) 建設業の許可を有する建設業者は、元請・下請の別はなく、請負代金の大小に関係なく、工事を施工するときは、主任技術者を配置すること。
- (2) 1件の請負金額が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上の建設工事を施工するに当たって元請負者は、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を配置すること。
- (3) 元請負者が特定建設業者であり、請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。
- (4) 専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を終了した日から5年を経過していない者の中から選任しなければならない。また、当該工事に係る職務に従事しているときは、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を提示しなければならない。
- (5) 主任技術者又は監理技術者は、当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。特に、元請負者の専任の主任技術者又は監理技術者においては、3ヶ月以上の恒常的な雇用関係が必要である。  
3ヶ月以上の恒常的な雇用関係とは、
  - ① 一般競争入札の場合は、入札参加申込期限の日から3ヶ月前
  - ② 指名競争入札の場合は、入札日から3ヶ月前
  - ③ 隨意契約の場合は、契約日から3ヶ月前に雇用していることを要する。

## **1.2 工事実績情報の作成及び登録について**

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（C O R I N S）に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後（工事完成検査合格後）10日以内（いずれも土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）に訂正時は速やかに一般財団法人日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

登録の対象は、請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は原則として登録を必要としない。

また、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## **1.3 経営事項審査の義務化について**

建設業法の規定により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務づけられている。経営事項審査を受けていない業者は富士見市発注の工事を元請として請け負うことができなくなる場合があるので、毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受けること。

## **1.4 暴力団から不当要求及び工事妨害の排除**

- (1) 受注者は、工事施工に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、東入間警察署に届けること。
- (2) 受注者は、発注者及び東入間警察署と協力して、不当要求及び工事妨害の排除対策を講じること。